

平成27年7月14日

大使館からのお知らせ  
(マラウイでの査証料金の徴収)

在マラウイ日本国大使館

マラウイ政府は本年10月1日から、外国人の入国に際しての査証（VISA）料金を徴収する予定です。

1 日本人がマラウイへ入国する際、今まで短期滞在査証（30日）の料金は免除されていましたが、本年10月1日以降は全ての国（一部免除国有）から一律の料金（75US\$）を徴収する予定です。

- (1) 一次入国査証（3ヶ月滞在可能）・・・75US\$
- (2) 数次入国査証（6ヶ月滞在可能）・・・150US\$
- (3) 数次入国査証（12ヶ月滞在可能）・・・250US\$
- (4) 通過査証（7日間有効）・・・50US\$

2 既にマラウイ国内において長期滞在許可（就労、永住許可等）を取得している方が、滞在許可の期間内にマラウイに戻られた際、及び外交・公用旅券所持者（休暇を除く）が入国する際には料金の徴収はありません。また、一般旅券所持者であっても公用業務の為の目的等で事前査証取得する方は免除対象となっています。

3 本年10月1日以降、一般旅券所持者の公用業務等（外交旅券・公用旅券含）でマラウイ訪問を予定されている方は、入国時の無用のトラブルを防止するためにも、事前に日本のマラウイ大使館において、長期滞在査証（VISA）を取得する事をお勧め致します。

[駐日マラウイ大使館ホームページ](#)（7月14日現在、同ホームページに入国査証に関する情報の掲載はまだありません）

なお、国境からの陸路入国及び南部ブランタイヤ（チレカ空港）からの入国の際に、外国人に対して査証料金が徴収されたとの情報が寄せられておりますところ、本制度の導入は本年10月1日からであり、万が一にも査証料金が請求された際には大使館へのご一報をお願い申し上げます。

大使館連絡先（領事班） +265-1-773-529

以上